

太田市実費徴収に係る補足給付費支給規則の一部を改正する規則  
をここに公布する。

令和8年5月18日

太田市長 穂 積 昌 信

## 太田市規則第50号

太田市実費徴収に係る補足給付費支給規則の一部を改正する  
規則

太田市実費徴収に係る補足給付費支給規則（令和元年太田市規則第  
26号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「月額4,900円」を「月額5,100円」に  
改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の太田市  
実費徴収に係る補足給付費支給規則の規定は、令和8年4月1日から  
適用する。